

資料 1 1

その他の報告

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例  
施行規則の改正について



## 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則に規定する 特定施設の改正について（福岡県環境審議会からの答申を踏まえた対応状況）

### 1 これまでの経緯

#### (1) 福岡県環境審議会への諮問（令和4年1月19日）

大気汚染防止法施行令の一部改正を踏まえ、条例施行規則から「ばい煙に係る特定施設及び排出基準に係る規定を削除」することを諮問。

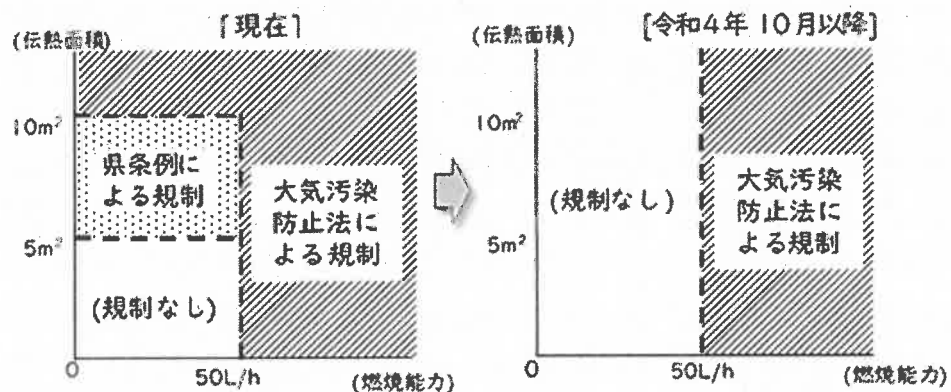
#### (2) 福岡県環境審議会からの答申（令和4年2月24日）

原案のとおり決定されることが適当である旨の答申。

### 2 福岡県環境審議会からの答申を踏まえた対応状況

令和4年7月29日に「福岡県公害防止等生活環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を公布済み。

令和4年10月1日から、ばい煙に係る特定施設に係る規定を削除し、これまで規制対象であったボイラー（伝熱面積が $5\text{m}^2$ 以上 $10\text{m}^2$ 未満かつバーナーの燃焼能力が重油換算で $50\text{L/h}$ 未満のもの）を規制対象外とする予定。



### 3 条例施行規則の改正による環境影響

「条例施行規則の一部改正」及び「大気汚染防止法施行令の一部改正」に伴い規制対象外となるボイラーの排出ガス量は、規制対象施設全体の排出ガス量の約2%（施設数は約27%）である。

また、大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の県内各地の濃度は、過去10年間、環境基準を大きく下回る数値で推移しており、条例施行規則の改正による県内の大気環境への影響は軽微であると考えられる。

